

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3049号)

令和6年2月27日

横情審答申第3049号

令和6年2月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年3月30日教西指第709号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)事業所依頼文(2)職員会議提案資料(3)職業講話最終確認資料(4)生徒用しおり」の開示決定、「コース希望調査アンケート」の開示決定及び「(1)職業講話名簿（1回目）(2)職業講話名簿（2回目）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1)事業所依頼文(2)職員会議提案資料(3)職業講話最終確認資料(4)生徒用しおり」及び「コース希望調査アンケート」を特定し開示とした決定並びに「(1)職業講話名簿(1回目)(2)職業講話名簿(2回目)」を特定し一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「2021年11月4日、市立若葉台中学校(以下「若葉台中」という。)で行われた職業講話「キャリアを考える」の参加組織の中の自衛隊に関し、校内だけでなく、地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)や教育委員会も含めそれらが所有している、自衛隊の参加に向けた企画発案から実施に至るまでの経緯も含む全ての文書(メールも)。」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が令和3年12月24日付で「(1)事業所依頼文(以下「文書1」という。)(2)職員会議提案資料(以下「文書2」という。)(3)職業講話最終確認資料(以下「文書3」という。)(4)生徒用しおり(以下「文書4」という。)」を特定して行った開示決定並びに令和4年2月4日付で「コース希望調査アンケート(以下「文書5」という。)」を特定して行った開示決定及び「(1)職業講話名簿(1回目)(2)職業講話名簿(2回目)(以下これらの名簿を「文書6」という。)」を特定して行った一部開示決定(以下これらの処分を「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し文書1から文書6までの文書(以下「本件審査請求文書」という。)を特定し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。))による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第10条第1項の規定に基づき全部又は一部を開示した理由は、次のように要約される。

- (1) 若葉台中と自衛隊や推進員とのやり取りに関する文書について、推進員とのやり取りは全て電話連絡及び対面打合せにて行っており、メールも含め、該当する文書

は保有していない。

- (2) 「具体的な職業名が記載された文書及びコース選びに関する文書を保有しているはずである」との審査請求人の指摘を受け再確認した結果、文書5及び文書6の存在が明らかになったため、令和4年2月4日付で開示決定及び一部開示決定を行った。
- (3) 若葉台中では、誤送付防止の観点から校内連絡の手段にメールは使用せず、職員会議で紙資料を共有している。本件に関してもメールによる校内連絡は行っておらず、文書2を職員会議で共有した。
- (4) 以上のことから、本件審査請求文書以外に審査請求人が求める文書は保有していない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 「経緯も含む全ての文書」との請求に対し、開示されたのは一部である、という疑いが強い。改めて、該当する文書全ての開示を求める。
- (2) 開示に際し最も違和感を持ったのは、今回の職業講話は複数の職業にわたるものであったのに、開示された文書のどこにも具体的な職業名が一つも記載されていないことであった。また、実施に際しては推進員が関わっているはずであるが、それに関する文書が一つもないことにも疑問を持った。
- (3) 上記開示から1か月余り経って、「まだ文書があった」との連絡をもらい二度目の開示となったが、上記開示に含まれていて当然の文書であり、一連の流れから若葉台中が情報公開の趣旨を理解していないこと、担当者もそれに対し十分な働きかけを取っておらず、結果として該当する文書全てが示されていないことは明白である。
- (4) 市内某公立中学校が作成した要項と比べると、若葉台中の保有文書や情報量の少なさは疑問に感じるところである。講話を担当した自衛隊が生徒に資料を配付していれば、それも開示対象になるはずである。また、何らかの広報的な文書を推進員が自衛隊から受け取っていたのなら、それも開示対象になるのではないかと考える。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 職業講話について

中学校の教育課程は、中学校学習指導要領及び実施機関が定める基準により校長が編成することとされており、キャリア教育もその中に位置付けられている。キャリア教育は、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望を持てる子供を育むことを狙いとしている。その一環として職業体験学習や職業講話に取り組む場合があり、具体的な計画は教員等で立てるが、その事務手順に特段の定めはない。講師については、学校が直接交渉するほか、本件のように推進員に依頼して紹介を受ける場合がある。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定し、その全部又は一部を開示している。

イ 文書1は、職業講話の講師について若葉台中が自衛隊神奈川地方協力本部横浜中央募集案内所に依頼した文書であり、職業講話の狙い、対象学年、日時その他依頼事項が記載されている。

ウ 文書2は、職業講話について職員会議で説明するために総合学習の担当教員が作成した文書であり、職業講話の狙い、日時、場所、対象、スケジュール案等が記載されている。

エ 文書3は、職業講話の当日のタイムスケジュールについて最終確認をするために学年主任が作成したものであり、講師の出迎え時間、講話の開始・終了時刻、出迎えの担当割等が記載されている。

オ 文書4は、職業講話の生徒向けのしおりであり、職業講話の狙い、日時、当日までの流れ、職業調べ、代表生徒の仕事が記載されているほか、お礼の下書き及び総合的な学習の時間の評価等の記載欄がある。

カ 文書5は、生徒に対する職業講話のコース希望調査のアンケート用紙であり、5つの職業とその講話の概要が記載され、その中から希望するコースを3つ以上選択する書式となっている。

キ 文書6は、職業講話の参加生徒の名簿であり、講話ごとに、参加する生徒のクラス番号、出席番号、氏名、1回目と2回目の希望コースが記載されている。

ク これに対し、審査請求人は、文書6の一部を非開示としたことは問題とせず、本件審査請求文書以外にも対象行政文書が存在するはずと主張しているため、文書の特定の妥当性について、以下検討する。

(4) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、他にも対象行政文書が存在するはずと主張しているが、この点について実施機関からは次のとおり説明があった。

(ア) 本件職業講話については、講師を探すよう推進員に電話で依頼しており、講師選定手続に関する説明資料は作成していない。

(イ) 講師と若葉台中とのやり取りは、電話と対面で行った。

(ウ) 職業講話のコース選択や事前学習において若葉台中から生徒に配付したものは、文書4及び文書5のみであり、これら以外には配付していない。

(エ) 講師が講話に際し資料を配付したか否かは現時点では確認できなかったが、改めて搜索したところ、本件に関し若葉台中で保有しているものは存在しなかった。

(オ) 職業講話の振返りについては、文書4の中の「8、総合的な学習の時間の評価」で各生徒が書き込んだものを担任に提出し、担任は内容を確認後、生徒に返却したものである。若葉台中では、これ以外には、職業講話に関する何らの報告書も作成していない。

(カ) 推進員は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき教育委員会が委嘱するものだが、横浜市においては実施機関の職員とは位置付けられていない。開示請求の対象となる行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であるから（旧条例第2条第2項）、推進員が何らかの文書を保有していたとしても、それは行政文書には該当しない。

イ 上記ア(ア)から(カ)までの実施機関の説明に不自然な点は認められず、また、本件審査請求文書のほかに、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

なお、文書5の開示及び文書6の一部開示については、審査請求人の指摘を受けて追加決定を行っているが、これらの文書が対象行政文書に該当することは、本件開示請求時点において判断できたものと考えられる。実施機関においては、対象行政文書の特定を今後より慎重に行い、開示が遅れることのないよう十分に注意されたい。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し開示又は一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 3 月 3 0 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 5 月 9 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 5 年 11 月 2 8 日 (第379回第一部会)	・審議
令和 5 年 1 2 月 2 6 日 (第380回第一部会)	・審議
令和 6 年 1 月 2 3 日 (第381回第一部会)	・審議